

令和4年5月31日

特定非営利活動法人 グラウンドワーク三島
理事長 小松 幸子 様

静岡県交通基盤部

公開質問状について（回答）

令和4年5月27日付けで追加提出されました公開質問状について、別添のとおり回答いたします。

担当：都市局景観まちづくり課
まちづくり推進班

電話：054-221-2639

FAX：054-221-3493

追加質問（R4.5.27 受領）

建設省の通達の「注意書き」にも記載されている通り、申請者に必要な資料の提供等を求める等必要な措置を講じるとともに、公開質問状に記載した各項目に関する回答を行った上で、県として、認可に対する適切な判断を行うべきだと考えます。このことは、標準処理期間の遵守に優先するものであり、行政の「不作為の違法」には当たらないと考えます。以上、認可及び処理期間について県としての見解と事実の確認を求めます。

◎ 御質問にあります平成10年7月7日付け建設省都再発第75号・建設省住街発第73号通知（以下「建設省通知」という。）の組合設立認可の標準処理期間を定めた4(1)には、「認可の申請に要する書類が都市再開発法施行規則第2条第1項の規定により提出先とされている市町村長の事務所に到達してから、都道府県知事が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね90日程度（事業計画に関する縦覧並びに意見書提出期間及び処理期間を含む。）とする。」とされています。

その後の平成14年1月23日付け国都計第209-1号・国都市第420-1号・国住街第194-1号国土交通省関係課長から都道府県都市計画主務部局長等あて通知では、建設省通知を示した上で、都道府県等に対し、都市再開発法に基づく組合設立の認可に「都市再開発法第17条各号のいずれにも該当しないと認めるときは「認可をしなければならない」ものであること。また、認可申請に要する書類が都市再開発法第11条第4項の規定により提出先とされている市町村長の事務所に達してから、都道府県知事が当該申請に対する処理をするまでの標準的な期間として、おおむね90日程度（事業計画の縦覧期間、意見書提出期間及び処理期間を含む。）を目安とすること。」などに留意し、事業の円滑かつ迅速な実施を求めています。

本事業については、市民からの意見や三島市都市計画審議会での附帯意見を踏まえて、都市計画決定時に知事から三島市長へ「地下水への影響や地盤に対する安全性について、科学的、技術的な検証を行うこと」を要請した経緯もあることから、国の標準処理期間に関する通知を参考に、申請書が三島市に提出された令和4年1月28日から90日間（4月28日まで）で慎重に審査を進めてまいりました。

また、この建設省通知では、形式的な不備の是正等を求める補正に要する期間及び審査のため都道府県知事が申請者に必要な資料の提供等を求める場合は、申請者がその求めに応答するまでの期間は含まないとされています。これらの応答期間が4月までに、合わせて30日程度あったことから、処理期間を5月末までとしました。